

の上昇その他の不当な不利益を生ずるおそれがあると認められないこと。

2 主務大臣は、前項の規定による協議に際して、当該協議に係る合併等が次の各号に掲げる事由のいずれにも該当することについて、公正取引委員会の確認を受けなければならない。

3 不公正な取引方法を用いるものでないこと。

二 主務大臣が第一項第一号のおそれがあると認める地域以外の地域において、合併等に係る特定地域基盤企業が提供する基盤的サービスに係る競争を実質的に制限することとなることないこと。

三 合併等に係る特定地域基盤企業又は当該特定地域基盤企業が属する企業結合集團に属する他の会社が提供する基盤的サービス以外の商品又はサービスに係る競争を実質的に制限することとなること。

（基盤的サービス維持計画の公表）

第六条 主務大臣は、第三条第一項の認可を行つたときは、主務省令で定めるところにより、当該認可に係る基盤的サービス維持計画を公表するものとする。ただし、当該認可に係る合併等に係る特定地域基盤企業の業務の遂行に不当な不利益を与えるおそれのある事項については、この限りでない。

（定期の報告）

第七条 特定地域基盤企業等が第三条第一項の認可を受けて次の各号に掲げる行為をしたときは、当該各号に定める者は、主務省令で定めるところにより、当該認可に係る基盤的サービス維持計画の実施の状況その他主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

一 第三条第一項第一号に掲げる行為（吸收合併存続会社（会社法第七百四十九条第一項に規定する吸收合併存続会社をいう。）となつた特定地域基盤企業等又は新設合併設立会社（会社法第七百五十七条に規定する割承継会社（会社法第七百五十七条に規定する吸収分割承継会社をいう。）となつた特定地域基盤企業等）

二 第三条第一項第一号に掲げる行為（吸收分

割承継会社（会社法第七百五十七条に規定する吸収分割承継会社をいう。）となつた特定地域基盤企業等）

三 第三条第一項第三号に掲げる行為（新設分

割設立会社（会社法第七百六十三条第一項に規定する新設分割設立会社をいう。）となつた特定地域基盤企業等）

四 第三条第一項第四号に掲げる行為（株式移転設立完全親会社（会社法第七百七十三条第一項に規定する株式移転設立完全親会社をいう。）となつた特定地域基盤企業等）

五 第三条第一項第五号に掲げる行為（他の特定地域基盤企業等との間で当該他の特定地域基盤企業等の事業の譲受け等を行つた特定地域基盤企業等）

六 第三条第一項第六号に掲げる行為（他の特定地域基盤企業等との間で当該他の特定地域基盤企業等の株式を取得した特定地域基盤企業等）

七 第三条第一項第七号に掲げる行為（他の特定地域基盤企業等との間で当該他の特定地域基盤企業等の株式を譲り受けた特定地域基盤企業等）

八 第三条第一項第八号に掲げる行為（他の特定地域基盤企業等との間で当該他の特定地域基盤企業等の株式を譲り受けた特定地域基盤企業等）

九 第三条第一項第九号に掲げる行為（他の特定地域基盤企業等との間で当該他の特定地域基盤企業等の株式を譲り受けた特定地域基盤企業等）

十 第三条第一項第十号に掲げる行為（他の特定地域基盤企業等との間で当該他の特定地域基盤企業等の株式を譲り受けた特定地域基盤企業等）

共交通事業者（以下「地域一般乗合旅客自動車運送事業者等」と総称する）との間で、基盤的サービスの提供のために次に掲げる行為を行ふことを内容とする共同経営に関する協定の締結を行うとするときは、当該他の地域一般乗合旅客自動車運送事業者等と共に、当該協定の締結について国土交通大臣の認可を受けることができる。

一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名を定めた計画（以下「共同経営計画」といふ。）を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

二 共同経営計画の区域（以下この条及び次条第一項において「計画区域」という。）及び当該計画区域内において共同経営の対象とする路線等

三 共同経営に関する協定に定められる前条第一項各号に掲げる行為の内容

四 前号の行為を行うに際し、あらかじめ、運行回数、運行距離その他の事項を勘査して、当該各号に掲げる行為の内容

五 共同経営の目標に関する次に掲げる事項（以下「協定地帯一般乗合旅客自動車運送事業者等」といふ。）の間で、当該行為により得られる収益を分配することを定める場合においては、当該分配に関する事項

六 共同経営に関する協定の当事者となる地域一般乗合旅客自動車運送事業者等（以下「協定地帯一般乗合旅客自動車運送事業者等」といふ。）の間で、当該行為により得られる収益を分配することを定める場合においては、当該分配に関する事項

七 共同経営の実施期間

八 共同経営の実施期間

九 共同経営の実施期間

十 共同経営の実施期間

十一 共同経営の実施期間

十二 共同経営の実施期間

て、国土交通省令で定めるところにより、同項の協定に基づく共同経営に関する次に掲げる事項を定めた計画（以下「共同経営計画」といふ。）を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名を定めた計画（以下「共同経営計画」といふ。）及び第一項において「計画区域」という。）及び当該計画区域内において共同経営の対象とする路線等

二 共同経営に係る事項を勘査して、当該各号に掲げる行為の内容

三 共同経営に関する協定の当事者となる地域一般乗合旅客自動車運送事業者等（以下「協定地帯一般乗合旅客自動車運送事業者等」といふ。）の間で、当該行為により得られる収益を分配することを定める場合においては、当該分配に関する事項

四 前号の行為を行うに際し、あらかじめ、運行回数、運行距離その他の事項を勘査して、当該各号に掲げる行為の内容

五 共同経営の目標に関する次に掲げる事項（以下「協定地帯一般乗合旅客自動車運送事業者等」といふ。）の間で、当該行為により得られる収益を分配することを定める場合においては、当該分配に関する事項

六 共同経営に関する協定の当事者となる地域一般乗合旅客自動車運送事業者等（以下「協定地帯一般乗合旅客自動車運送事業者等」といふ。）の間で、当該行為により得られる収益を分配することを定める場合においては、当該分配に関する事項

七 共同経営の実施期間

八 共同経営の実施期間

九 共同経営の実施期間

十 共同経営の実施期間

十一 共同経営の実施期間

十二 共同経営の実施期間

（共同経営に関する協定の締結の認可）

（共同経営計画）

（共同経営）

二　公共交通計画（次号において単に「地域公共交通計画」という。）を作成しているものに限る。）が同法第六条第一項に規定する協議会（以下この項において単に「協議会」といふ。）を組織している場合　当該市町村が組織する協議会

二　計画区域の存する市町村の全部又は一部が協議会を組織していない場合であつて、当該市町村の存する都道府県（当該市町村の区域内について地域公共交通計画を作成しているものに限る。）が協議会を組織している場合　当該都道府県が組織する協議会

三　前二号のいずれにも該当しない場合　前二号に定める協議会に準ずるものとして国土交通省令で定めるもの（認可の基準）

第十一條　国土交通大臣は、第九条第一項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る協定が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるとときは、同項の認可をするものとする。

一　計画区域内に、地域一般乗合旅客自動車運送事業者が提供する基盤的サービスに係る路線であつて、収支が不均衡な状況にある路線が存すること。

二　共同経営を行うことにより、地域一般乗合旅客自動車運送事業者が提供する基盤的サービスに係る事業の改善が見込まれるとともに、その改善に応じ、前号の収支が不均衡な状況にある路線の存する計画区域内において当該基盤的サービスの提供の維持が図られること。

三　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第三条第一項に規定する基本方針に照らして適切なものであること。

四　協定地域一般乗合旅客自動車運送事業者が提供する運送サービスに係る利用者に対して不当な不利益を生ずるおそれがあると認められないこと。

五　計画区域内において地域一般乗合旅客自動車運送事業者が行う基盤的サービスの提供の維持を図るために必要な限度を超えない範囲内のものであること。

国土交通大臣は、第九条第一項の認可をしよとするとときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

国土交通大臣は、前項の規定による協議に際して、当該協議に係る協定が次の各号に掲げる

(共同経営計画の公表)

(共同経営に関する協定の内容の変更) 第十三条 第九条第一項の認可を受けた協定地域一般乗合旅客自動車運送事業者等は、当該認可について係る協定の内容(同項各号に掲げる事項に係るものに限る)を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、変更後の当該協定に基づく共同経営に係る共同経営計画を提出して、その変更について国土交通大臣の認可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

(定期の報告) 第十四条 第九条第一項の認可を受けた協定地域一般乗合旅客自動車運送事業者等は、国土交通省令で定めるところにより、同項の認可を受けた協定(前条第一項の規定による変更の認可が受けたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第五項において同じ。)に係る共同経営計画の実施の状況その他の国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に報告しなければならない。(適合命令等)

第十五条 国土交通大臣は、第九条第一項の認可を受けた協定の内容が、第十一条第一項第二号

2 から第五号までの規定のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該認可を受けた協定地域一般乗合旅客自動車運送事業者等に対し、措置を講ずべき期限を示して、旅客の円滑な輸送を確保するための措置、運賃又は料金の変更その他のこれらの規定に適合させるために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 国土交通大臣は、協定を改一乗合旅客自動車

車運送事業者等が前項の規定による命令に違反したときは、第九条第一項の認可を取り消すことができる。

国土交通大臣は、前項の規定により第九条第一項の認可を取り消したときは、その旨を当該認可を受けた協定地域一般乗合旅客自動車運送事業者等に通知するとともに、公表するものとする。

国土交通大臣は、第一項又は第二項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

公正取引委員会は、第九条第一項の認可を受けた協定の内容が第十一条第一項第二号、第四号又は第五号の規定に適合するものでなくなつたと認めるときは、国土交通大臣に対し、第一項の規定による命令をすべきことを請求することができる。

公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

第四章 雜則

(主務大臣等)

第十六条 この法律における主務大臣は、次各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 地域銀行 内閣総理大臣
二 地域一般乗合旅客自動車運送事業者 国土交通大臣

この法律における主務省令は、内閣総理大臣及び国土交通大臣が共同で発する命令とする。
(権限の委任)

第十七条 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。
(主務省令への委任)

第十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他この法律の施行に関必要な事項は、主務省令又は国土交通省令で定める。

第五章 罰則

の罰金に處する。

第二十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して各本条の刑を科する。

附 則

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（この法律の廃止）
2 この法律は、この法律の施行の日から十年以内に廃止するものとする。

（調整規定）
3 この法律の施行の日が持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第三十六号）の施行の日前である場合には、同日の前日までの間ににおける第十条第三項第一号及び第二号の規定の適用については、同項第一号及び第二号中「地域公共交通計画」とあるのは、「地域公共交通網形成計画」とする。